山梨県計量検定所
平成 27 年 1 月版

特定計量器販売事業届出の手引き

1．届出等の事務手続き

＜共通事項＞

- ○ 届出等の様式については↓こちら（県ホームページ）をお使いください。
  http://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/48635482614.html
- ○ 下線がある書類については、事業者控えとして副本に県の受領印を押印してお返しします。
- ○ 郵送で手続きする場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ○ 手数料が必要な場合は、山梨県収入証紙を添付してください。
  ※ 収入証紙の販売場所等は↓こちら（県ホームページ）でご確認ください。
  http://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/92858620979.html
- ○ 必要に応じて現地調査を行います。

（1）事業の届出

届出対象事業：特定計量器の販売事業

事業の区分：非自動はかり、分銅及びおもり（家庭用計量器を除く。）

事業の区分の略称：質量計

必要書類	1　特定計量器販売事業届出書（正副２通） 2　登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（１通） 3　事業所及び事業所付近の見取図（１通）
手数料	なし

（2）変更届

①氏名又は名称、住所、代表者名の変更

必要書類	1　届出書記載事項変更届（正副２通） 2　登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（１通） 3　変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（１通）
手数料	なし

②営業所の名称及び所在地の変更

必要書類	1　届出書記載事項変更届（正副２通） 2　変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（１通） 3　事業所及び事業所付近の見取図（１通）
手数料	なし

③事業譲渡による氏名または名称の変更

※届出に係る事業の全部を譲り受けたことにより販売事業者の地位を承継した場合

必要書類	1　届出書記載事項変更届（正副２通） 2　登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（１通） 3　事業譲渡証明書（１通）
手数料	なし

④事業合併による名称の変更

必要書類	1　届出書記載事項変更届（正副２通） 2　登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（１通）
手数料	なし

⑤相続による氏名または名称の変更

※相続により販売事業者の地位を承継した場合

必要書類	1　届出書記載事項変更届（正副２通） 2　登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（１通） 3　事業承継同意証明書（個人の場合は相続証明書）（１通）
手数料	なし

⑥事業継承による氏名又は名称の変更

※分割により販売事業者の地位を承継した場合

必要書類	1　届出書記載事項変更届（正副２通） 2　登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（１通） 3　事業承継証明書（１通）
手数料	なし

（3）廃止届

必要書類	1　事業廃止届（正副２通）
手数料	なし

２．遵守事項

販売事業者が遵守すべき事項は、次のとおりです。

○　届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。

○　届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

【参考】計量器販売事業者の知識（新規届出時に配布）

【参考】体重計、調理用はかり等の家庭用特定計量器を輸入・販売している事業者の皆様へ

【問い合わせ先】
山梨県計量検定所
〒406-0035　**山梨県笛吹市石和町広瀬**785
TEL：055（261）9130　FAX：055（261）9132

体重計、調理用はかり等の家庭用特定計量器を輸入・販売している事業者の皆様へ

計量法上、事業者の皆様には次の義務があります。

（輸入事業者の皆様）

○体重計、調理用はかり等の家庭用特定計量器（注 1）を輸入するときは、技術基準（注 2）に適合するようにしなければならず、販売するときまでに技術基準に適合していることを示す表示（いわゆる丸正マーク（注 3））を付けなければなりません。

また、前年度の**輸入数量を**翌年度の4月30日までに事業場の**所在地を管轄する都道府県知事宛に報告**しなければなりません。

（販売事業者の皆様）

○丸正マークが表示された家庭用特定計量器でなければ販売又は販売の目的で陳列することはできません。

（製造事業者の皆様）

○家庭用特定計量器を製造するときは、技術基準に適合するようにしなければならず、販売するときまでに丸正マークを付けなければなりません。

注1）家庭用特定計量器とは、次の非自動はかり（連続的に自動計量するのではなく、静止状態で計量するはかり。）のことをいいます。

①体重計・・・ひょう量が 20kg を超え200kg以下であって、**専ら体重の計量**に使用するもの。

②調理用はかり・・・ひょう量が 3kg 以下であって、**専ら調理に際して食品の計量**に使用するもの。

③乳幼児用体重計・・・ひょう量が 20kg 以下であって、**専ら乳幼児の体重の計量**に使用するもの。

注2）**技術基準**とは、**「JIS B7613(2008)家庭用はかり－一般体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり」**のことであり、次の日本工業標準調査会（JISC）のホームページで**検索・閲覧が可能**です。
http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html （“JIS B7613”で検索）

注3）**丸正マーク**は右の表示のことであり、**直径8mm 以上かつ製品の見えやすい箇所に表示することが必要**です。

【試買調査結果からの注意事項】

経済産業省が平成25年度に実施した試買調査（市場から無作為に購入し、技術基準への適合性を確認）において、**不適合の疑いのある家庭用特定計量器が確認されました。**

不適合の疑いのある事業者に対しては、是正のための改善指導等を行っており、主な是正・改善報告事項は次のとおりです。

①性能事項

－製造事業者から輸入事業者に対して受渡しを行う際の検査の器差の許容差は、はかりを使用する際の器差の許容差の1／2の基準で管理すべきところ、技術基準の理解不足又は誤解からはかりを使用する際の器差の許容差で管理していた。

－輸入事業者が製造事業者から受け入れたはかりに関し、技術上の基準への適合の確認及びその記録の保存が十分でなかった。

－輸入を開始する前には技術上の基準の適合状況を確認していたが、実際に輸入を開始した後の適合性の確認が十分ではなかった。

－海外から日本への輸送、あるいは日本国内で運送する際、精密機器としての取り扱いが十分ではなかった。あるいは運送業者への注意喚起が十分ではなかった。

②製品、個装箱及び取扱説明書への表示事項

－技術基準への理解、認識が不足していた。

－輸入事業者から製造事業者に対しては正しく発注していたが、輸入事業者が受け入れる際の検査又は検品が不十分であった。

－実際の輸入事業者ではなく、販売事業者名を表示していた。あるいは、表示すべき事業者名を表示していなかった。

－ひょう量、目量等表示すべき事項を表示していなかった。

－非法定計量単位であるOZ（オンス）の表示がされていた。

注）lb（ポンド）も非法定計量単位のため表示することはできません。

輸入事業者又は製造事業者が技術上の基準への適合義務に違反していると認められるときは、改善命令処分の対象となります。また、販売事業者が丸正マークの表示を付していないときは、罰則の対象となります。

事業者の皆様におかれましては、計量法の遵守に努めて下さい。

試買調査の結果は、次の経済産業省のホームページで閲覧が可能です。
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html

【お問い合わせ先】
経済産業省　産業技術環境局　計量行政室
TEL　03－3501－1688、FAX　03－3501－7851
E-mail：metrology-policy@meti.go.jp